

遠距離通学，通学方法及び対象児童について

1 遠距離通学について

小学校の通学は、徒歩が基本であるが、学校の統合により、遠距離通学となることで教育活動に支障が出ないよう、遠距離通学となる児童を通学支援の対象とする。

遠距離通学については、市内で学校統合を先行する小川南小学校の遠距離通学の決定を踏まえ、玉里地区においても、その距離は3 km以上とする。

なお、生徒については、学校の位置及び通学距離に変更がないことから、これまでどおりの通学とする。

<参 考>

平成31年4月開校予定の小川南小学校では、遠距離通学の距離を決定するにあたり、準備委員会（総務・通学部会）において、保護者アンケートを実施した上で、現在の通学距離が3 km以内であることや児童の体力維持・向上を考慮した上で、徒歩での通学限度を3kmとし、これを超える場合を遠距離通学とし、通学支援の対象とした。

2 通学支援にかかる通学方法について

| 地 域 | 現 状 | 想定される通学方法 |
|----------------|--------|----------------------|
| 地区の南側（大井戸平山 等） | 公共交通なし | ・スクールバス ・スクールタクシー |
| 地区の北側（玉里団地 等） | 公共交通あり | ・路線バス ・スクールバス 等 |

3 対象の児童について

通学支援の対象者の検討にあたっては、下記の3パターンが想定されるが、いずれの場合についても、遠距離通学を3 km以上とすることから、スクールバス等の乗降所は、学校からの距離が3 km以上の場所とする。

- ① 対象児童を定めずに、原則自由とする。（スクールバス・タクシーでの通学支援の場合）
- ② 対象の行政区（3km以上）を決定した上で、その行政区内の児童とする。
例：南部地区（大井戸平山・川中子）
北部地区（野村田池，新高浜第二，玉里団地，第三東宝）
- ③ 3km以上の児童を個別に判断する。